

企業向けシニア雇用促進事業等の受託者における契約違反について

東京都及び東京しごと財団は、高齢者を雇用する企業の拡充及び高齢者の就業促進を図り、活躍の場を広げていくため、企業向けシニア雇用促進事業等を実施していますが、東京しごと財団が委託した当該事業の受託者において、以下のとおり契約違反の事実が確認されたので、お知らせします。

1 概要

(1) 受託者名

- ・ アデコ株式会社

(2) 契約違反の内容等

- ・ 東京しごと財団とアデコ株式会社との委託契約書では、「事業実施に際し、受講者、利用者及び企業等への金品の贈与を禁止する。」と定めている。
- ・ 令和 6、7 年度における本事業中「シニア雇用促進セミナー」において、アデコ株式会社から再委託を受けた事業者が、シニアの受入れを検討している企業の採用担当者に対して、金銭を提供し集客していた。(令和 6 年度: 4 2 名 令和 7 年度: 3 0 名)
- ・ 上記の行為はこれに違反するものである。

※本件については、令和 8 年 6 月に都に対して匿名の通報があったことをきっかけとして、東京しごと財団が事業者への聞き取り及び書類の調査を行い、これまでに上記の契約違反があったことを確認した。

2 今後の対応

- ・ 調査の実施中にアデコ株式会社から、上記の事例に係るセミナーの集客に要した費用約 260 万円について、返納したい旨の申出があり、東京しごと財団は、当該申出を受けることとした。
- ・ 東京都と東京しごと財団は、受託者に対し、契約内容の遵守、社員教育の徹底や関連会社へのコンプライアンス遵守等の対応について指導を行い、再発防止に取り組むとともに、事業の実施状況を適切に確認していく。

問い合わせ先

産業労働局雇用就業部就業推進課

電話： 03-5320-4676

公益財団法人東京しごと財団企業支援部

ミドルシニア雇用促進担当課

電話： 03-5211-2333 (直通)